

岐南町第二子以降出産祝金のご案内

ご出産、おめでとうございます。

第二子以降の子をご出産された方に祝金を支給します。

岐南町では、町内にお住まいで第二子以降の子が生まれた世帯に対し、
「**10万円の祝金**」を支給いたします。

1. 支給対象者（以下の条件を全て満たす方）

- ア 令和5年4月1日以降に第二子以降の子を出産した母又はその配偶者で町内にその子の出生日にその子と同一の住所を有する方
- イ 第二子以降の子の出生日に、その子以外の児童（※）を養育している方
※ 18歳に到達してから最初の3月31日までの者

2. 支給額

令和5年4月1日以降に生まれた子1人につき、10万円を支給します。

3. 支給時期

申請書受理後おおむね2ヶ月以内に支給します。

詳しい支給時期については、岐南町のホームページで随時お知らせします。
（裏面記載の窓口までお問い合わせください。）

4. 申請方法

祝金を受け取るには**申請が必要**です。申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、出生日後の6ヶ月以内または令和8年2月28日のいずれか早い日までに申請してください。

申請書で指定した口座に振り込みます。

5. 必要書類

- ☐ 支給申請書
- ☐ 申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ☐ 振込先口座確認書類（通帳、キャッシュカードのコピー等）
- ☐ 住民票（岐南町外に第一子等が住んでいる場合等添付）
- ☐ 戸籍謄本（里親や養子縁組等により第一子と血縁関係がない場合等添付）

岐南町役場 こども未来部 こども安心課

〒501-6197 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

電話：058-247-1344